

(保 317)

令和3年1月13日

都道府県医師会
自賠責保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

被保険者等記号・番号等の告知要求制限に係るご協力依頼について

令和2年10月1日より、健康保険法をはじめとする医療保険各法が改正され、被保険者等記号・番号等について、告知を求めることを禁止する規定（告知要求制限）が損害保険会社については該当することから、取扱いについての協力依頼が日本損害保険協会よりきておりますのでご連絡申し上げます。

当該規定については、医療機関は該当しないものとなりますが、損害保険会社へ提出する診療報酬明細等に記載されている被保険者等記号・番号等の取扱いについては、受け取る側の損害保険会社については当該規定に該当することから番号等の提示をなるべく控えていただくよう医療機関にお願いする内容となっております。

医療機関におきましては、あくまで協力できる範囲での対応となりますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

[添付資料]

- ・被保険者等記号・番号等の告知要求制限に係るご協力依頼について
(令 3.1.6 損サ第 20-211 号 日本損害保険協会 常務理事)

損サ第 20-211 号

2021 年 1 月 6 日

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之 先生

一般社団法人 日本損害保険協会
常務理事 坂本 仁



被保険者等記号・番号等の告知要求制限に係るご協力依頼について

拝啓 小寒の候、貴会におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また平素は弊会活動にご高配賜り厚く御礼申し上げます。

御高承のとおり、2020 年 10 月 1 日付医療保険各法の改正に伴い、本人に対して被保険者等記号・番号等の告知を求めることが原則として禁止されました。損害保険会社が医療機関から提供を受ける診療報酬明細書等についても規制の対象となっております。

損害保険会社は医療機関からの診療報酬明細書等に記載されている被保険者等記号・番号等については取得しないよう努めることとなり、万一、取得をした場合にはマスキングを施すことを求められております。

損害保険会社では、告知要求制限を定める法の趣旨に鑑みて適切な対応に努めてまいりますが、医療機関の皆様におかれましても、診療報酬明細書等のご送付に際しては被保険者等記号・番号等の提供をお控えいただきたく、貴会におかれましてもご周知くださいますよう、何卒ご協力の程お願い申し上げます。

敬 具

<本件に関するお問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会

損害サービス企画部自動車グループ

TEL 03-3255-1226 / E-MAIL songyou-j@sonpo.or.jp